

議案第 77 号

米原市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

米原市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成 27 年 9 月 3 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号) の施行に伴い、改正の必要を認めたため、この案を提出するものである。

## 米原市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 米原市個人情報保護条例(平成18年米原市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(6) 保有特定個人情報 実施機関の職員がその分掌する事務に関し作成し、または取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

第8条第2項中「き損」を「毀損」に改める。

第9条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「目的外利用し、または」を削り、「き損」を「毀損」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、実施機関は、保有個人情報を目的外利用し、または外部提供することによって、本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、保有個人情報を目的外利用し、または外部提供することができない。

3 第1項ただし書の規定は、保有個人情報の利用または提供を制限する法令および他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、目的外利用を特定の部局または組織に限るものとする。

第9条の次に次の1条を加える。

(特定個人情報の提供の制限)

第9条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第11条第2項中「き損」を「毀損」に改める。

第13条第3項を次のように改める。

3 次の各号に掲げる保有個人情報について、当該各号に定める者(第2号を除き、以下「代理人」という。)は、本人の権利利益を保護する目的であることを明らかにし、本人に代わつて第1項の規定による開示請求をすることができる。ただし、未成年者の法定代理人による請求において、当該未成年者が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

(1) 自己に係る保有個人情報(保有特定個人情報を除く。) 未成年者または成年被後見人の法定代理人

(2) 自己に係る保有特定個人情報 未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人または本人の委任による代理人

第14条第2項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第15条第1号中「未成年者または成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に改める。

第24条第1項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第26条第1項中「開示請求に係る保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)」を加える。

第28条第3項中「未成年者または成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に改める。

第29条第3項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第36条第1項中「自己を本人とする保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)」を加え、「(以下「利用停止請求」という。)」を削り、同項第1号中「第6条第2項」を「当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第6条第2項」に改め、同条第4項中「利用停止請求」を「第1項から第3項までに規定する利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「未成年者または成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に改め、「第1項」の次に「または第2項」を加え、「利用停止請求」を「利用停止の請求」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の規定による利用停止請求」を「第1項または前項の規定による利用停止の請求」に改め、同項第1号から第4号までの規定中「利用停止請求をするとき」を「利用停止を請求するとき」に改め、同項第5号中「利用停止請求の」を「利用停止の請求に」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求をすることができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して法令または他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第6条第2項の規定に違反して保有されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、もしくは保管されているとき、または同法第28条の規定に違反して作成された

特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止または消去  
(2) 第9条の2の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

第37条第2項中「前条第2項」を「前条第3項」に、「同条第3項」を「同条第4項」に、「法定代理人」を「代理人」に改める。

第60条第2項を削る。

第2条 米原市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「(保有特定個人情報以外の保有個人情報の利用および提供の制限)」に改め、同条第1項中「利用目的以外の目的のために保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第9条の2を第9条の3とし、第9条の次に次の1条を加える。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第9条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関内において利用してはならない。ただし、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、特定保有個人情報を自ら利用することができない。

3 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有特定個人情報の利用目的以外の目的のための当該実施機関内部における利用を特定の部局または組織に限るものとする。

第36条第2項第1号中「第6条第2項の規定に違反して保有されているとき」の次に、「第9条の2第1項の規定に違反して利用されているとき」を加え、同項第2号中「第9条の2」を「第9条の3」に改める。

第3条 米原市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項および第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第 9 条の 2 第 1 項ただし書中「保有特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第 22 条第 1 項中「保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。

第 34 条第 1 項中「保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。

第 35 条中「当該保有個人情報の提供先」を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 保有個人情報 (情報提供等記録を除く。) 当該保有個人情報の提供先

(2) 情報提供等記録 総務大臣および番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者または情報提供者(当該訂正に係る番号法第 23 条第 1 項および第 2 項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。)

第 36 条第 2 項中「自己を本人とする保有特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同条第 5 項中「保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。次条から第 39 条までにおいて同じ。)」を加える。

#### 付 則

この条例は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中米原市個人情報保護条例第 8 条第 2 項の改正規定、第 9 条第 2 項の改正規定、同項を同条第 5 項とし、同条第 1 項の次に 3 項を加える改正規定、第 11 条第 2 項の改正規定、第 36 条第 1 項第 1 号の改正規定および第 60 条第 2 項を削る改正規定 公布の日

(2) 第 2 条の規定 平成 28 年 1 月 1 日

(3) 第 3 条の規定 番号法附則第 1 条第 5 号に規定する規定の施行の日

米原市個人情報保護条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	現 行
<p>米原市個人情報保護条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条 略</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p><u>（5） 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をその内容に含む個人情報をいう。</u></p> <p><u>（6） 保有特定個人情報 実施機関の職員がその分掌する事務に関し作成し、または取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る</u></p> <p><u>（7）～（9） 略</u></p> <p>第3条～第7条 略</p> <p>（正確性および安全性の確保）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失、<u>毀損</u>および改ざんの防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>米原市個人情報保護条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条 略</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5）～（7） 略</p> <p>第3条～第7条 略</p> <p>（正確性および安全性の確保）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失、<u>き損</u>および改ざんの防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 略</p>

(利用および提供の制限)

第9条 略

2 前項ただし書の規定にかかわらず、実施機関は、保有個人情報を目的外利用し、または外部提供することによって、本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、保有個人情報を目的外利用し、または外部提供することができない。

3 第1項ただし書の規定は、保有個人情報の利用または提供を制限する法令および他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、目的外利用を特定の部局または組織に限るものとする。

5 実施機関は、第1項ただし書の規定により、保有個人情報を外部提供しようとする場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的もしくは方法の制限その他必要な制限を付し、または個人情報の漏えい、滅失、毀損および改ざんの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(特定個人情報の提供の制限)

第9条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第10条 略

(委託および指定管理者の指定に伴う措置等)

第11条 略

2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものまたは市の公の施設の管理を行う指定管理者は、当該委託を受けた事務または管理の事務（以下「受

(利用および提供の制限)

第9条 略

2 実施機関は、前項ただし書の規定により、保有個人情報を目的外利用し、または外部提供しようとする場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的もしくは方法の制限その他必要な制限を付し、または個人情報の漏えい、滅失、き損および改ざんの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

第10条 略

(委託および指定管理者の指定に伴う措置等)

第11条 略

2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものまたは市の公の施設の管理を行う指定管理者は、当該委託を受けた事務または管理の事務（以下「受

託事務等」という。)を行う場合には、個人情報の漏えい、滅失、毀損および改ざんの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### 3 略

#### 第12条 略

(開示請求権)

#### 第13条 略

### 2 略

3 次の各号に掲げる保有個人情報について、当該各号に定める者(第2号を除き、以下「代理人」という。)は、本人の権利利益を保護する目的であることを明らかにし、本人に代わって第1項の規定による開示請求をすることができる。ただし、未成年者の法定代理人による請求において、当該未成年者が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

(1) 自己に係る保有個人情報(保有特定個人情報を除く。) 未成年者または成年被後見人の法定代理人

(2) 自己に係る保有特定個人情報 未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人または本人の委任による代理人

(開示請求の手続)

#### 第14条 略

2 前項の場合において、開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあっては同項各号に該当する者であること、同条第3項の規定による開示請求にあっては同項に規定する代理人であること)を証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、または提示しなければならない。

託事務等」という。)を行う場合には、個人情報の漏えい、滅失、き損および改ざんの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### 3 略

#### 第12条 略

(開示請求権)

#### 第13条 略

### 2 略

3 未成年者または成年被後見人の法定代理人は、本人の権利利益を保護する目的であることを明らかにし、本人に代わって第1項の規定による開示請求をすることができる。ただし、未成年者の法定代理人による請求において、当該未成年者が反対の意思の表示をしたときは、この限りでない。

(開示請求の手続)

#### 第14条 略

2 前項の場合において、開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあっては同項各号に該当する者であること、同条第3項の規定による開示請求にあっては同項に規定する法定代理人であること)を証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、または提示しなければならない。



### 3 略

(保有個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第13条第2項の規定により死者の開示請求をする場合にあっては当該死者、同条第3項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては当該本人をいう。次号および第3号、次条第2項ならびに第23条第1項および第3項において同じ。）の生命、健康、生活または財産を害するおそれがある情報

(2)～(7) 略

第16条～第23条 略

(開示の実施方法)

第24条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに開示請求者に対して当該開示決定に係る保有個人情報を開示しなければならない。この場合において、開示請求者は、実施機関に対して、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（第13条第2項の規定による開示請求にあっては同項各号に該当する者であること、同条第3項の規定による開示請求にあっては同項に規定する代理人であること）を証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、または提示しなければならない。

### 2・3 略

第25条 略

(他の制度等との調整)

第26条 実施機関は、法令または他の条例の規定により、開示請求者に対し開示請

### 3 略

(保有個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第13条第2項の規定により死者の開示請求をする場合にあっては当該死者、同条第3項の規定により未成年者または成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては当該本人をいう。次号および第3号、次条第2項ならびに第23条第1項および第3項において同じ。）の生命、健康、生活または財産を害するおそれがある情報

(2)～(7) 略

第16条～第23条 略

(開示の実施方法)

第24条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに開示請求者に対して当該開示決定に係る保有個人情報を開示しなければならない。この場合において、開示請求者は、実施機関に対して、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（第13条第2項の規定による開示請求にあっては同項各号に該当する者であること、同条第3項の規定による開示請求にあっては同項に規定する法定代理人であること）を証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、または提示しなければならない。

### 2・3 略

第25条 略

(他の制度等との調整)

第26条 実施機関は、法令または他の条例の規定により、開示請求者に対し開示請

求に係る保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）が第24条第2項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令または他の条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

## 2 略

### 第27条 略

（訂正請求権）

### 第28条 略

## 2 略

3 代理人は、本人の権利利益を保護する目的であることを明らかにし、本人に代わって第1項の規定による訂正請求をすることができる。ただし、未成年者の法定代理人による請求において、当該未成年者が反対の意思の表示をしたときは、この限りでない。

## 4 略

（訂正請求の手続）

### 第29条 略

## 2 略

3 第1項の場合において、訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては同項各号に該当する者であること、同条第3項の規定による訂正請求にあつては同項に規定する代理人であること）を証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、または提示しなければならない。

求に係る保有個人情報が第24条第2項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令または他の条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

## 2 略

### 第27条 略

（訂正請求権）

### 第28条 略

## 2 略

3 未成年者または成年被後見人の法定代理人は、本人の権利利益を保護する目的であることを明らかにし、本人に代わって第1項の規定による訂正請求をすることができる。ただし、未成年者の法定代理人による請求において、当該未成年者が反対の意思の表示をしたときは、この限りでない。

## 4 略

（訂正請求の手続）

### 第29条 略

## 2 略

3 第1項の場合において、訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては同項各号に該当する者であること、同条第3項の規定による訂正請求にあつては同項に規定する法定代理人であること）を証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、または提示しなければならない。

#### 4 略

##### 第30条～第35条 略

(利用停止請求権)

第36条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求をすることができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去または提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して法令または他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第6条第2項の規定に違反して保有されているとき、第7条第1項もしくは同項第2項の規定に違反して取得されたとき、または第9条第1項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止または消去

(2) 略

2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求をすることができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して法令または他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第6条第2項の規定に違反して保有されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、もしくは保管されているとき、または同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止または消去

#### 4 略

##### 第30条～第35条 略

(利用停止請求権)

第36条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去または提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して法令または他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第6条第2項の規定に違反して保有されているとき、第7条第1項もしくは同項第2項の規定に違反して取得されたとき、または第9条第1項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止または消去

(2) 略

(2) 第9条の2の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

3 死者の保有個人情報は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、本人に代わって第1項または前項に定める利用停止の請求をすることができる。

(1) 相続人が、被相続人である死者から相続した財産に関する情報の利用停止を請求するとき。

(2) 相続人が、被相続人である死者から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報について利用停止を請求するとき。

(3) 死者の配偶者、子または父母が、慰謝料請求権や遺贈など、当該死者の死に起因して、相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報について利用停止を請求するとき。

(4) 親権者が、死亡時において未成年であった当該親権者の子に関する情報について利用停止を請求するとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、特に利用停止の請求に理由があると実施機関が認めるとき。

4 代理人は、本人の権利利益を保護する目的であることを明らかにし、本人に代わって第1項または第2項の規定による利用停止の請求をすることができる。

5 第1項から第3項までに規定する利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）は、保有個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手続)

第37条 略

2 前項の場合において、利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対して、

2 死者の保有個人情報は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、本人に代わって前項の規定による利用停止請求をすることができる。

(1) 相続人が、被相続人である死者から相続した財産に関する情報の利用停止請求を請求するとき。

(2) 相続人が、被相続人である死者から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報について利用停止請求を請求するとき。

(3) 死者の配偶者、子または父母が、慰謝料請求権や遺贈など、当該死者の死に起因して、相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報について利用停止請求を請求するとき。

(4) 親権者が、死亡時において未成年であった当該親権者の子に関する情報について利用停止請求を請求するとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、特に利用停止請求の理由があると実施機関が認めるとき。

3 未成年者または成年被後見人の法定代理人は、本人の権利利益を保護する目的であることを明らかにし、本人に代わって第1項の規定による利用停止請求をすることができる。

4 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手続)

第37条 略

2 前項の場合において、利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対して、

利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第3項の規定による利用停止請求にあつては同項各号に該当する者であること、同条第4項の規定による利用停止請求にあつては同項に規定する代理人であること）を証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、または提示しなければならない。

### 3 略

第38条～第59条 略

(適用除外)

第60条 略

第61条以下 略

### 付 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中米原市個人情報保護条例第8条第2項の改正規定、第9条第2項の改正規定、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に3項を加える改正規定、第11条第2項の改正規定、第36条第1項第1号の改正規定および第60条第2項を削る改正規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 平成28年1月1日
- (3) 第3条の規定 番号法附則第1条第5号に規定する規定の施行の日

利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては同項各号に該当する者であること、同条第3項の規定による利用停止請求にあつては同項に規定する法定代理人であること）を証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、または提示しなければならない。

### 3 略

第38条～第59条 略

(適用除外)

第60条 略

2 この条例は、法令または他の条例等（米原市情報公開条例を除く。）において、個人情報の開示、訂正、利用停止または目的外利用もしくは外部提供の中止その他個人情報の取扱いについて定めがある場合については、適用しない。

第61条以下 略

米原市個人情報保護条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	現 行
<p>米原市個人情報保護条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条～第8条 略</p> <p><u>（保有特定個人情報以外の保有個人情報の利用および提供の制限）</u></p> <p>第9条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関内において利用（以下「目的外利用」という。）し、または当該実施機関以外のものへ提供（以下「外部提供」という。）してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>（1）～（8） 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>（保有特定個人情報の利用の制限）</u></p> <p>第9条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関内において利用してはならない。ただし、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。</p> <p><u>2 前項ただし書の規定にかかわらず、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、特定保有個人情報を自ら利用することができない。</u></p>	<p>米原市個人情報保護条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条～第8条 略</p> <p><u>（利用および提供の制限）</u></p> <p>第9条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を当該実施機関内において利用（以下「目的外利用」という。）し、または当該実施機関以外のものへ提供（以下「外部提供」という。）してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>（1）～（8） 略</p> <p>2～5 略</p>

3 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有特定個人情報の利用目的以外の目的のための当該実施機関内部における利用を特定の部局または組織に限るものとする。

第9条の3 略

第10条～第35条 略

(利用停止請求権)

第36条 略

2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求をすることができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して法令または他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第6条第2項の規定に違反して保有されているとき、第9条の2第1項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、もしくは保管されているとき、または同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止または消去

(2) 第9条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

3～5 略

第37条以下 略

第9条の2 略

第10条～第35条 略

(利用停止請求権)

第36条 略

2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求をすることができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して法令または他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第6条第2項の規定に違反して保有されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、もしくは保管されているとき、または同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止または消去

(2) 第9条の2の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

3～5 略

第37条以下 略

付 則

この条例は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中米原市個人情報保護条例第 8 条第 2 項の改正規定、第 9 条第 2 項の改正規定、同項を同条第 5 項とし、同条第 1 項の次に 3 項を加える改正規定、第 11 条第 2 項の改正規定、第 36 条第 1 項第 1 号の改正規定および第 60 条第 2 項を削る改正規定 公布の日
- (2) 第 2 条の規定 平成 28 年 1 月 1 日
- (3) 第 3 条の規定 番号法附則第 1 条第 5 号に規定する規定の施行の日



米原市個人情報保護条例新旧対照表（第3条関係）

改正後	現 行
<p>米原市個人情報保護条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条 略</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p><u>（6） 情報提供等記録 番号法第23条第1項および第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>（7）～（10） 略</u></p> <p>第3条～第9条 略</p> <p>（保有特定個人情報の利用の制限）</p> <p>第9条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関内において利用してはならない。ただし、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるときは、<u>利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）</u>を自ら利用することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>第9条の3 略</p> <p>第10条～第21条 略</p> <p>（事案の移送）</p>	<p>米原市個人情報保護条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条 略</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p><u>（6）～（9） 略</u></p> <p>第3条～第9条 略</p> <p>（保有特定個人情報の利用の制限）</p> <p>第9条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関内において利用してはならない。ただし、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるときは、<u>利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>第9条の3 略</p> <p>第10条～第21条 略</p> <p>（事案の移送）</p>

第 22 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2・3 略

第 23 条～第 33 条 略

（事案の移送）

第 34 条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が第 22 条第 3 項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2・3 略

（保有個人情報の提供先への通知）

第 35 条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(1) 保有個人情報（情報提供等記録を除く。） 当該保有個人情報の提供先

(2) 情報提供等記録 総務大臣および番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者または情報提供者（当該訂正に係る番号法第 23 条第 1 項および第 2 項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。）

第 22 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2・3 略

第 23 条～第 33 条 略

（事案の移送）

第 34 条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報が第 22 条第 3 項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2・3 略

（保有個人情報の提供先への通知）

第 35 条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止請求権)

第36条 略

2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求をすることができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して法令または他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) 略

3～4 略

5 第1項から第3項までに規定する利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)は、保有個人情報(情報提供等記録を除く。次条から第39条までにおいて同じ。)の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内にしなければならない。

第37条以下 略

付 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中米原市個人情報保護条例第8条第2項の改正規定、第9条第2項の改正規定、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に3項を加える改正規定、第11条第2項の改正規定、第36条第1項第1号の改正規定および第60条第2項を削る改正規定 公布の日

(2) 第2条の規定 平成28年1月1日

(3) 第3条の規定 番号法附則第1条第5号に規定する規定の施行の日

(利用停止請求権)

第36条 略

2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求をすることができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して法令または他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) 略

3～4 略

5 第1項から第3項までに規定する利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)は、保有個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内にしなければならない。

第37条以下 略

